

# 犬山市職員（専門職）募集要項



あなたのチャレンジが、  
まちの未来をつくります

募集職種 行政職（一級土木施工管理技士・技術士補、福祉）・  
保健職

◆ 申込受付期間 令和5年8月1日（火）～8月27日（日）

『犬山市の明日のため、市民とともに、

情熱を持ってチャレンジできる職員』

犬山市職員が目指すべき職員像を以下のとおりとしています。

- 1 犬山を愛する職員
- 2 市民感覚を持った職員
- 3 情報を活かせる職員
- 4 自分を知り、行動できる職員
- 5 前向きに考え、実行力のある職員
- 6 明日の犬山を創造できる職員

## 1. 職種・募集人数・受験資格等

| 募集職種                         | 募集人数 | 資格要件            |             |
|------------------------------|------|-----------------|-------------|
|                              |      | 年齢              | 資格等         |
| 行政職<br>(一級土木施工管理技士・<br>技術士補) | 3人程度 | 昭和58年4月2日以降の出生者 | *1 *4 *5 *7 |
| 行政職<br>(福祉)                  | 若干名  | 昭和63年4月2日以降の出生者 | *2 *5 *6 *7 |
| 保健職                          | 若干名  | 平成8年4月2日以降の出生者  | *3 *5 *6 *7 |

### 【注意】

- \*1 一級土木施工管理技士の資格又は技術士補の資格を有し、令和5年8月末までに民間企業において、正社員としての実務経験が通算で3年以上ある方(民間企業の正社員や自営業者等での常勤勤務者(正社員)としての経験が対象)で、採用後その知識や経験が活かせる方
- \*2 社会福祉士の資格又は精神保健福祉士の資格取得者または令和6年3月までに実施される国家試験に合格する見込みの方
- \*3 保健師免許取得者または令和6年3月までに実施される国家試験に合格する見込みの方
- \*4 最終合格後、実務経験期間の確認のため、職歴証明書(在職証明書)を提出していただきます。  
なお、実務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。  
※実務経験期間とは、育児休業や休職等を除いた実勤務期間です。
- \*5 最終合格後、給与の決定のため、最終学校の卒業証明書等を提出していただきます。
- \*6 最終合格後、給与の決定のため、職歴があれば、職歴証明書(在職証明書)を提出していただきます。
- \*7 採用時に普通自動車運転免許を取得している方

## 2. 申込手続

### (1) 申込方法

- ①犬山市職員採用試験受験申込書、職務経歴書(※一級土木施工管理技士、技術士補のみ)を、市ホームページに貼られているリンク先のあいち電子申請・届出システムにて申請してください。
- ②指定されたメールアドレスへ、受付終了の案内を送信します。
- ③メール受信後、あいち電子申請・届出システムから受験票をカラー印刷して、受験当日に持参してください。

【注意事項】・募集要項の内容を必ず確認の上、提出漏れ、記入漏れのないようにすること。

(入力漏れ等があった場合、確認画面に進みません。)

- ・貼付の写真は、最近3ヶ月以内に撮影したものとすること。

## (2) 受付期間

|      |                   |
|------|-------------------|
| 受付期間 | 8月1日(火)～ 8月27日(日) |
|------|-------------------|

## 3. 試験方法

### ◇ 行政職(一級土木施工管理技士、技術士補)

| 区分   | 試験内容      | 試験日       | 会場    |
|------|-----------|-----------|-------|
| 1次試験 | ・ 職場適応性検査 | 9月17日(日)  | 犬山市役所 |
|      | ・ 個人面接    | 9月17日(日)  | 犬山市役所 |
| 2次試験 | ・ 個人面接    | 10月 9日(祝) | 犬山市役所 |

※ 申込受付期間終了後、9月1日(金)までに、市のホームページ上で、第1次試験の案内を掲載します。面接については、それぞれの受験番号を必ず確認の上、自身の日時を間違わないように受験をしてください。

### ◇ 行政職(福祉)、保健職

| 区分   | 試験内容                | 試験日  | 会場    |
|------|---------------------|--|-------|
| 1次試験 | ・ 専門試験<br>・ 職場適応性検査 | 9月17日(日)                                     | 犬山市役所 |
|      | ・ 個人面接              | 9月17日(日)、<br>9月25日(月)、<br>9月26日(火)<br>のうち指定日 | 犬山市役所 |
| 2次試験 | ・ 個人面接              | 10月 5日(木)、<br>10月 9日(祝)<br>のうち指定日            | 犬山市役所 |

※ 申込受付期間終了後、9月1日(金)までに、市のホームページ上で、第1次試験の案内を掲載します。面接については、受験者数により指定日、面接方法を決定しますので、それぞれの受験番号を必ず確認の上、自身の日時を間違わないように受験をしてください。

## 4. 試験内容

### ◇ 行政職（一級土木施工管理技士、技術士補）

| 区分        | 試験科目      | 時間  | 内 容                           |
|-----------|-----------|-----|-------------------------------|
| 1 次<br>試験 | ・ 職場適応性検査 | 20分 | ・ 公務員としての職業生活への適応性をみる検査（150題） |
|           | ・ 個人面接    | -   | ・ 個別面接による口述試験                 |
| 2 次<br>試験 | ・ 個人面接    | -   | ・ 個別面接による口述試験                 |

### ◇ 行政職（福祉）・保健職

| 区分        | 試験科目      | 時間  | 内 容  |
|-----------|-----------|-----|--|
| 1 次<br>試験 | ・ 専門試験    | 90分 | 【行政職（福祉）】<br>・ 社会福祉士または精神保健福祉士として職務遂行に必要とされる知識をみる試験<br>（30題）（択一式筆記試験）<br>【保健職】<br>・ 保健職として職務遂行に必要とされる知識をみる試験<br>（30題）（択一式筆記試験） |
|           | ・ 職場適応性検査 | 20分 | ・ 公務員としての職業生活への適応性をみる検査（150題）  |
|           | ・ 個人面接    | -   | ・ 個別面接による口述試験  |
| 2 次<br>試験 | ・ 個人面接    | -   | ・ 個別面接による口述試験  |

## 5. 注意事項

- ① 同時に2つ以上の職種には応募できません。また、受付後の職種の変更はできません。
- ② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方の受験はできません。
- ③ 受験区分は、最高学歴（見込みを含む）により決定されます。大学、短大等に在学中で最終修学年次未満の方は最終修学年次に達するまで受験できません。
- ④ すべての職種において、日本国籍を有しない外国籍の方（永住者又は特別永住者に限る。）も受験することができます。ただし、外国籍の方については、次の公権力の行使又は公の意思の形成に参画する職につくことはできません。
  - ・ 公権力の行使に該当する職  
市民の意思にかかわらず、権利や自由を制限することとなる職、市民に義務や負担を一方的に課することとなる職、市民に対して、強制力をもって執行することとなる職
  - ・ 公の意思形成への参画に該当する職  
専決権を有する課長級以上の職、市の将来計画及び総合計画を担当する職、人事、財政等を担当する職



## 7. その他

- ・書類不備の場合は受付できません。必要な書類を全てそろえて申込みをしてください。
- ・受付後の申込書類等は、一切返却いたしません。
- ・採用後、資格要件に係る免許、資格証等のコピーを提出していただきます。
- ・採用予定者人数は、退職者などで若干変動することがあります。
- ・採用は原則として令和6年4月1日を予定していますが、最終合格者と協議の上、令和5年度中に採用を繰り上げることも検討します。

◇ 問合せ先 ◇

犬山市役所 経営部総務課 職員担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

TEL 0568-61-1800 (内線 1461、1462、1463)

0568-44-0302 (直通)

e-mail [010300@city.inuyama.lg.jp](mailto:010300@city.inuyama.lg.jp)

犬山市ホームページ <https://www.city.inuyama.aichi.jp/>